

令和6年度 PPP／PFIに関する支援対象の決定について

内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP（Public Private Partnership）／PFI（Private Finance Initiative）を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。

3種類の支援制度について、令和6年3月1日まで募集したところ、このたび支援対象を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

① 地域プラットフォーム形成支援・・・福島県、埼玉県

地域におけるPPP／PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援します。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施します。

② 優先的検討規程運用支援・・・石巻市（宮城県）、印西市（千葉県）、瑞穂町（東京都）、千曲市（長野県）、裾野市（静岡県）、掛川市（静岡県）、東浦町（愛知県）、府中町（広島県）

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP／PFIにて進捗させる過程を支援します。

③ 高度専門家による課題検討支援・・・柏市（千葉県）、稲城市（東京都）

高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）、収益型事業（収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業）、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPP事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室） 鈴木、北村、土井
TEL：03-6257-1655